

3 無火災地域推進運動

火災のない地域づくりを推進するため通年運動として、消防関係行政機関と婦人防火クラブ等民間防火組織が一体となって火災予防思想の普及啓発を図り、もって火災の発生を防止し、明るく住みよい無火災地域の推進を図ることを目的とし、無火災地域推進に功績のあった団体を表彰する等の運動を実施した。

4 消防設備士制度

昭和40年5月の消防法の一部改正により、消防用設備の工事又は整備は「消防設備士の資格を有する者が行わなければならない」と規定され、昭和41年10月から消防設備士制度が発足した。

消防設備士の試験については危険物取扱者試験と同様に都道府県知事が実施することとされ、その後、昭和58年に指定試験機関制度の創設により、宮城県では、昭和60年度から財団法人（現：一般財団法人）消防試験研究センター宮城県支部に試験実施を委託している。

表3は、消防設備士試験の実施状況を表したものである。平成25年度は6月と12月の計3回実施し、受験者1,334人のうち合格者は416人で、合格率は31.2%となっている。

表4は、消防設備士免状の交付状況を表したものである。平成25年度末までの交付者数は延べ17,547人となった。

表5は、過去3年間の消防設備士法定講習の受講状況を表したものである。消防設備士は、都道府県知事が行う工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を受けなければならない（消防法第17条の10）とされており、宮城県では、社団法人（現：一般社団法人）宮城県消防設備協会に当講習実施を委託している。

また、永年にわたり消防用設備等の適正な工事又は整備及び保守点検に従事し、防火思想の普及及び火災の未然防止に功績のあった消防設備士の表彰を行った。

表3 平成25年度消防設備士試験実施状況

区 分		受験者数	合格者数	合格率 (%)
甲 種	特類	11	2	18.2
	第1類	212	34	16.0
	第2類	36	16	44.4
	第3類	62	15	24.2
	第4類	279	88	31.5
	第5類	54	12	22.2
乙 種	第1類	50	13	26.0
	第2類	9	2	22.2
	第3類	12	4	33.3
	第4類	159	55	34.6
	第5類	9	4	44.4
	第6類	323	108	33.4
	第7類	118	63	53.4
合 計		1,334	416	31.2

表4 平成25年度消防設備士免状交付状況

種 類	計	甲 種						乙 種						
		特 類	第 1 類	第 2 類	第 3 類	第 4 類	第 5 類	第 1 類	第 2 類	第 3 類	第 4 類	第 5 類	第 6 類	第 7 類
規	交付	2	34	16	15	87	11	12	2	4	50	4	108	62
	(累計)	17,547	8,608						8,939					
書 換	写真以外	8	<ul style="list-style-type: none"> 写真以外：氏名や本籍の書換 うち同時：写真書換と同時に、写真以外の書換を行った場合 											
	写真	314												
	(うち同時)	15												
再交付		30												

表5 消防設備士法定講習受講状況

年 度	申込者数	受講者数	講習の種類			
			消火設備	警報設備	消火器・ 避難設備	特殊消防 設備等
23	1,125	1,109	265	492	340	12
24	1,202	1,178	357	486	315	20
25	1,164	1,146	319	449	366	12